

安全優良職長に対し、厚生労働大臣から顕彰が行われます

安全優良職長厚生労働大臣顕彰制度は、労働災害による休業4日以上 の被災者数が約12万人(平成28年)となる中、高い意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に実施しています。平成10年度から始まり、今回で20回目となります。

平成29年度は、全国で141名が選ばれており、平成30年1月15日厚生労働大臣から顕彰が行われます。

新潟県からは下記の5名が顕彰されます。

受賞者氏名	受賞者所属事業場
青木 千恵	(株)カネ力建設
小柳 幸秀	(株)堀内組
平澤 幸保	伊米ヶ崎建設(株)
渡邊 厚志	(株)クラレ 新潟事業所
渡邊 和也	(株)コロナ 三条工場

職長とは、労働安全衛生法第60条などにより作業中の労働者を直接指導または監督する者を指し、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全を確認するとともに、作業の遂行に責任を持つ第一線の監督者をいい、安全のキーパーソンといわれています。

安全優良職長厚生労働大臣顕彰の基準（概要）

1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、優れた技能と経験を有し、担当する現場又は部署において優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、高い安全意識を有し、適切な安全活動を実践している職長等の企業内外における評価を高めるとともに、顕彰された職長等がより広く活躍できるよう支援を行い、当該職長等がさらに企業内外における安全活動の核として活動することにより、事業場における安全活動の活性化を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

2 顕彰の対象

本顕彰は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

3 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が10年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- (2) 職長等として担当した現場又は部署において、顕彰年度の9月30日から遡って過去5年以上、休業4日以上災害が発生していないこと。
- (3) 職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。

4 欠格等

- (1) 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。
- (2) すでに安全衛生分野における叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰しない。
- (3) 所属する事業者において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年以内に、死亡災害等の重篤な災害が発生している、その他、労働・社会保険料の未納等の違反行為がある場合は、顕彰しない。

5 顕彰の方法種

顕彰は、受賞者に顕彰状及び徽章を授与して行う。